耐力度調査等業務委託契約書(案)

収入印紙

1　委託業務の名称　　岡山市立万富公民館耐力度調査等業務委託

2　履　行　場　所　　岡山市東区瀬戸町万富２５７番地

3　履　行　期　間　　令和　　年　　月　　日から
令和　　9年　　3月　　３１日まで

4　業　務　委　託　料　　円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額　　円）

5　契　約　保　証　金
この契約に係る契約保証の種類は，下記のうち　　とする。

契約保証の種類

①銀行等の金融機関の保証　②前払金保証事業会社の保証
③公共工事履行保証証券による保証　④履行保証保険による保証
⑤契約保証金の納付

上記の委託業務について，発注者と受注者は，各々の対等な立場における合意に基づいて，別添の条項によって公正な委託契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結を証として本書２通を作成し，発注者及び受注者が記名押印の上，各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　岡山市北区大供一丁目１番１号
岡山市
岡山市長　　大　森　雅　夫　　㊞

受注者　　住　　所
商号又は名称
代表者職氏名　　㊞

（総　　則）

第１条　発注者及び受注者は，この契約書に基づき，耐力度調査等業務委託仕様書（現場説明書及び別冊の図面，耐力度調査等業務委託数量総括表並びにこれらの図書に係る質問回答書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下「耐力度調査等仕様書」という。）に従い，日本国の法令を遵守し，この契約（この契約書及び耐力度調査等仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は，契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し，契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし，発注者は，その業務委託料を支払うものとする。

３　発注者は，その意図とする成果物を完成させるため，業務に関する指示を受注者又は第 14 条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において，受注者又は受注者の管理技術者は，当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は，この契約書若しくは耐力度調査等仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き，業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　この契約に基づく支払いに関する遅延利息等の率は，年 3.0 パーセントとする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は，日本語とする。

７　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は，日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は，耐力度調査等仕様書に特別の定めがある場合を除き，計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

９　この契約書及び耐力度調査等仕様書における期間の定めについては，民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は，日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については，岡山地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が耐力度調査共同体を結成している場合においては，発注者は，この契約に基づくすべての行為を耐力度調査共同体の代表者に対して行うものとし，発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は，当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし，また，受注者は，発注者に対して行なうこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示，催告，請求，通知，報告，申出，承諾，質問，回答及び解除（以下「指示等」という。）は，書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，緊急やむを得ない事情がある場合には，発注者及び受注者は，前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において，発注者及び受注者は，既に行った指示等を書面に記載し，7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は，この契約書の他の条項に基づき協議を行うときは，当該協議の内容を書面に記録するものとする。

４　耐力度調査等仕様書に明示されていないもの又は耐力度調査等仕様書に交互符合しないものがあるときは，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，軽微なものについては，発注者又は第 13 条に規定する監督員の指示によるものとする。

（業務工程表の提出）

第３条　受注者は，この契約締結後 14 日以内に耐力度調査等仕様書に基づいて業務工程表を作成し，発注者に提出しなければならない。

２　発注者は，必要があると認めるときは，業務工程表を受理した日から 7 日以内に，受注者に対して，その修正を請求することができる。

３　この契約書の他の条項の規定により履行期間又は耐力度調査等仕様書が変更された場合において，発注者は，必要があると認めるときは，受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において，第 1 項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて，前 2 項の規定を準用する。

４　業務工程表は，発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は，この契約の締結と同時に，次の各号のいずれかの保証を付さなければならない。ただし，第４号の場合においては，履行保証保険契約の締結後，直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行，若しくは発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(3) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
2　前項の保証に係る契約保証金の額，保証金額又は保険金額（第５項において「保証の額」という。）は，業務委託料の 10 分の１以上としなければならない。
3　受注者が第１項第２号から第４号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は，当該保証は第 50 条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
4　第１項の規定により，受注者が同項第２号に掲げる保証を付したときは，当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし，同項第３号又は第４号に掲げる保証を付したときは，契約保証金の納付を免除する。
5　業務委託料に３割を超える増減額変更があった場合には，保証の額が変更後の業務委託料の１０分の１に達するまで，発注者は，保証の額の増額を請求することができ，受注者は，保証の額の減額を請求することができる。ただし，受注者が，低入札価格調査対象の入札において，調査基準価格未満の額で落札者と決定された場合は，保証の額を変更しない。
（権利義務の譲渡等の禁止）
第５条　受注者は，この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。
2　受注者は，成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し，貸与し，又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。
（著作権の帰属）
第６条　成果物（第 37 条第 1 項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第 2 項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第 10 条までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には，著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）（以下，この条から第 10 条までにおいて「著作権等」という。）は，著作権法の定めるところに従い，受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。
（著作物等の利用の許諾）
第７条　受注者は発注者に対し，次の各号に掲げる成果物の利用を許諾する。この場合において，受注者は次の各号に掲げる成果物の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。
(1)　成果物を利用して建築物を１棟（成果物が２以上の構えを成す建築物の建築をその内容としているときは，各構えにつき１棟ずつ）完成すること。
(2)　前号の目的及び本件建築物の増築，改築，修繕，模様替，維持，管理，運営，広報等のために必要な範囲で，成果物を発注者が自ら複製し，若しくは翻案，変形，改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ，若しくは翻案，変形，改変その他の修正をさせること。
2　受注者は，発注者に対し，次の各号に掲げる本件建築物の利用を許諾する。
(1)　本件建築物を写真，模型，絵画その他の媒体により表現すること。
(2)　本件建築物を増築し，改築し，修繕し，模様替により改変し，又は取り壊すこと。
（著作者人格権の制限）
第８条　受注者は，発注者に対し，成果物又は本件建築物の内容を自由に公表することを許諾する。
2　受注者は，次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾を得た場合は，この限りでない。
(1)　成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
(2)　本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。
3　受注者は，前条の場合において，著作権法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の権利を行使しないものとする。
（著作権等の譲渡禁止）
第９条　受注者は，成果物又は本件建築物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する受注者の権利を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，あらかじめ，発注者の承諾又は同意を得た場合は，この限りでない。
（著作権の侵害の防止）
第 10 条　受注者は，その作成する成果物が，第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを，発注者に対して保証する。
2　受注者は，その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し，第三者に対して損害の賠償を行い，又は必要な措置を講じなければならないときは，受注者がその賠償額を負担し，又は必要な措置を講ずるものとする。
（一括再委託等の禁止）
第 11 条　受注者は，委託業務の全部を一括して，又は耐力度調査等仕様書において指定をした主たる部分を第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。
2　受注者は，業務の一部を第三者に委任し，又は請け負わせようとするときは，あらかじめ，発注者の承諾を得なければならない。ただし，発注者が耐力度調査等仕様書において指定した軽微な部分を委任し，

又は請け負わせようとするときは，この限りでない。
3　発注者は，受注者に対して，業務の一部を委任し，又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
4　発注者は，前項の場合において，受注者が業務の一部を委任し，又は請け負わせた者について，委託業務の履行につき著しく不適当と認められる者があるときは，受注者に対して書面によりその事由を明示してその変更を求めることができる。
5　受注者は，発注者から指名停止を受けている者又は指名停止を理由として有資格者名簿から削除された者で当該指名停止期間が満了していない者に委任してはならない。
（特許権等の使用）
第 12 条　受注者は，特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは，その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし，発注者がその履行方法を指定した場合において，耐力度調査等仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく，かつ，受注者がその存在を知らなかったときは，発注者は，受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
（監督員）
第 13 条　発注者は，監督員を置いたときは，その職名，氏名及び有する権限の内容を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも，同様とする。
2　監督員は，この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか，耐力度調査等仕様書に定めるところにより，次に掲げる権限を有する。
(1)　発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示
(2)　この契約書及び耐力度調査等仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
(3)　この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
(4)　業務の進捗の確認，耐力度調査等仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査
3　第 2 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は，原則として，書面により行わなければならない。
4　この契約書に定める書面の提出は，耐力度調査等仕様書に定めるものを除き，監督員を経由して行うものとする。この場合においては，監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
（管理技術者）
第 14 条　受注者は，業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め，その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも，同様とする。
2　管理技術者は，この契約の履行に関し，業務の管理及び統轄を行うほか，業務委託料の変更，履行期間の変更，業務委託料の請求及び受領，第 15 条第 1 項の請求の受理，同条第 2 項の決定及び通知，同条第 3 項の請求，同条第 4 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き，この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
3　受注者は，前項の規定にかかわらず，自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは，あらかじめ，当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
（管理技術者等に対する措置請求）
第 15 条　発注者は，管理技術者又は受注者の使用人若しくは第 11 条第 2 項の規定により受注者から業務を委任され，若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは，受注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
2　受注者は，前項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
3　受注者は，監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは，発注者に対して，その理由を明示した書面により，必要な措置をとるべきことを請求することができる。
4　発注者は，前項の規定による請求があったときは，当該請求に係る事項について決定し，その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。
（履行報告）
第 16 条　受注者は，耐力度調査等仕様書に定めるところにより，この契約の履行について発注者に報告しなければならない。
（貸与品等）
第 17 条　発注者が受注者に貸与し，又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名，数量等，引渡場所及び引渡時期は，耐力度調査等仕様書に定めるところによる。
2　受注者は，貸与品等の引渡しを受けたときは，引渡しの日から 7 日以内に，発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
3　受注者は，貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
4　受注者は，耐力度調査等仕様書に定めるところにより，業務の完了，耐力度調査等仕様書の変更等に

よって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
5　受注者は，故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し，又はその返還が不可能となったときは，発注者の指定した期間内に代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
（耐力度調査等仕様書と業務内容が一致しない場合の修補義務）
第 18 条　受注者は，業務の内容が耐力度調査等仕様書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において，監督員がその修補を請求したときは，当該請求に従わなければならない。この場合において，当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは，発注者は，必要があると認められるときは，履行期間若しくは業務委託料を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（条件変更等）
第 19 条　受注者は，業務を行うに当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに発注者に通知し，その確認を請求しなければならない。
(1)　耐力度調査等業務委託仕様書(別冊の図面を含む。)，耐力度調査等業務委託数量総括表，現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書の内容が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
(2)　耐力度調査等仕様書に誤謬又は脱漏があること。
(3)　耐力度調査等仕様書の表示が明確でないこと。
(4)　履行上の制約等耐力度調査等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
(5)　耐力度調査等仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
2　発注者は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは，受注者立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合には，受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3　発注者は，受注者の意見を聴いて，調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）をとりまとめ，調査終了後 14 日以内に，その結果を受注者に通知しなければならない。ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ，受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。
4　前項の調査結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，発注者は，耐力度調査等仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
5　前項の規定により耐力度調査等の訂正又は変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認められるときは，履行期間若しくは業務委託料を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（耐力度調査等仕様書等の変更）
第 20 条　発注者は，前条第 4 項の規定によるほか，必要があると認めるときは，耐力度調査等仕様書又は業務に関する指示（以下本条及び第 22 条において「耐震診断仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して，耐力度調査等を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し，受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（業務の中止）
第 21 条　発注者は，必要があると認めるときは，業務の中止内容を受注者に通知して，業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
2　発注者は，前項の規定により業務を一時中止した場合において，必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し，又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（業務に係る受注者の提案）
第 22 条　受注者は，耐力度調査等仕様書等について，技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し，又は発案したときは，発注者に対して，当該発見又は発案に基づき耐力度調査等仕様書等の変更を提案することができる。
2　発注者は，前項に規定する受注者の提案を受けた場合において，必要があると認めるときは，耐力度調査等仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
3　発注者は，前項の規定により耐力度調査等仕様書等が変更された場合において，必要があると認められるときは，履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。
（著しく短い履行期間の禁止）
第 23 条　発注者は，履行期間の延長又は短縮を行うときは，この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう，やむを得ない事由により業務の履行等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。
（受注者の請求による履行期間の延長）

第 24 条　受注者は，その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは，その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
2　発注者は，前項の規定による請求があった場合において，必要があると認められるときは，履行期間を延長しなければならない。発注者は，その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては，業務委託料について必要と認められる変更を行い，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（発注者の請求による履行期間の短縮等）
第 25 条　発注者は，特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは，履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
2　発注者は，前項の場合において，必要があると認められるときは，業務委託料を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
（履行期間の変更方法）
第 26 条　履行期間の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
2　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 24 条の場合にあっては発注者が履行期間変更の請求を受けた日，前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。
（業務委託料の変更方法等）
第 27 条　業務委託料の変更については，発注者と受注者が協議して定める。ただし，協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
2　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。
3　この契約書の規定により，受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については，発注者と受注者とが協議して定める。
（一般的損害）
第 28 条　成果物の引渡しの前に，成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については，受注者がその費用を負担する。ただし，その損害（耐力度調査等仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者が負担する。
（第三者に及ぼした損害）
第 29 条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について，当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは，受注者がその賠償額を負担する。
2　前項の規定にかかわらず，同項に規定する賠償額（耐力度調査等仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち，発注者の指示，貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては，発注者がその賠償額を負担する。ただし，受注者が，発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。
3　前 2 項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては，発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。
（業務委託料の変更に代える耐力度調査等仕様書の変更）
第 30 条　発注者は，第 18 条から第 22 条まで，第 24 条，第 25 条又は第 28 条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において，特別の理由があるときは，業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて耐力度調査等仕様書を変更することができる。この場合において，耐力度調査等仕様書の変更内容は，発注者と受注者が協議して定める。ただし，協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
2　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知しなければならない。ただし，発注者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。
（検査及び引渡し）
第 31 条　受注者は，業務を完了したときは，耐力度調査等仕様書に定めるところにより，その旨を発注者に通知しなければならない。
2　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は，前項の規定による通知を受けたときは，通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上，業務の完了を確認するための検査を完了し，当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし，発注者または検査員が必要ないと認めるときは受注者の立会いは要しないものとする。
3　発注者は，前項の検査によって業務の完了を確認した後，受注者が成果物の引渡しを申し出たときは，

直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
4　発注者は，受注者が前項の申出を行わないときは，当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては，受注者は，当該請求に直ちに応じなければならない。
5　受注者は，当該業務が第 2 項の検査に合格しないときは，直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては，修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。
（業務委託料の支払い）
第 32 条　受注者は，前条第 2 項の検査に合格したときは，業務委託料の支払いを請求することができる。
2　発注者は，前項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を受注者に支払わなければならない。
3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査を完了しないときは，その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は，前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において，その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは，約定期間は，遅延日数が約定期間の日数が超えた日において満了したものとみなす。
（引渡し前における成果物の使用）
第 33 条　発注者は，第 31 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 37 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による引渡しの前においても，成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
2　前項の場合においては，発注者は，その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
3　発注者は，第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは，必要な費用を負担しなければならない。
（前金払）
第 34 条　削除
（保証契約の変更）
第 35 条　削除
（前払金の使途等）
第 36 条　削除
（部分引渡し）
第 37 条　成果物について，発注者が耐力度調査等仕様書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において，当該指定部分の業務が完了したときについては，第 31 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と，「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と読み替えて，同条第 4 項及び第 32 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて，これらの規定を準用する。
2　前項に規定する場合のほか，成果物の一部が完了し，かつ，可分なものであるときは，発注者は，当該部分について，受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において，第 31 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と，「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と，同条第 4 項及び第 32 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて，これらの規定を準用する。
3　前 2 項の規定により準用される第 32 条第 1 項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は，次の各号に掲げる式により算定する。この場合において，第 1 号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第 2 号中「引渡部分に相応する業務委託料」は発注者と受注者とが協議して定める。ただし，発注者が，前 2 項において準用する第 32 条第 1 項の規定による請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。
(1)　第 1 項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料×（１－前払金の額／業務委託料）
(2)　第 2 項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×（１－前払金の額／業務委託料）
（第三者による代理受領）
第 38 条　受注者は，発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき，第三者を代理人とすることができる。
2　発注者は，前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において，受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは，当該第三者に対して第 32 条（第 37 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。
（前払金等の不払に対する受注者の業務中止）
第 39 条　受注者は，発注者が第 34 条，第 37 条において準用される第 32 条の規定に基づく支払いを遅延し，相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは，業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては，受注者は，その理由を明示した書面により，直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
2　発注者は，前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において，必要があると認められると

きは履行期間若しくは業務委託料を変更し，又は受注者が増加費用を必要とし，若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 40 条　発注者は，引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは，受注者に対し，目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし，その履行の追完に過分の費用を要するときは，発注者は履行の追完を請求することができない。

２　前項の場合において，受注者は，発注者に不相当な負担を課するものでないときは，発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

３　第１項の場合において，発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし，その期間内に履行の追完がないときは，発注者は，その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，催告をすることなく，直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1)履行の追完が不能であるとき。

(2)受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)業務の性質又は当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において，受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4)前３号に掲げる場合のほか，発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第 41 条　発注者は，業務が完了するまでの間は，次条又は第 43 条の規定によるほか，必要があるときは，この契約を解除することができる。

２　発注者は，前項の規定によりこの契約を解除した場合において，受注者に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 42 条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

(1)　正当な理由なく，業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2)　履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務が完了しないと認められるとき。

(3)　管理技術者を配置しなかったとき。

(4)　契約の履行に当たり発注者の担当職員の指揮監督に従わないとき，又はその職務の執行を妨害し，契約の目的が達せられないとき。

(5) 正当な理由なく，第 40 条第１項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号のほか，法令，岡山市契約規則（平成元年市規則第 63 号）又はこの契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 43 条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

(1)この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

(2)受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において，残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4)契約の性質や当事者の意思表示により，特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において，受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)前各号に掲げる場合のほか，受注者がその債務の履行をせず，発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(7)第 45 条又は第 46 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8)受注者（受注者が共同企業体であるときは，その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を，受注者が法人である場合にはその役員，その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が，暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ　役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ウ　役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与していると認められるとき。
エ　役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
オ　役員等が，暴力団関係法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
カ　再委託契約その他の契約に当たり，その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら，当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　受注者が，アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に，発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め，受注者がこれに従わなかったとき。
ク　入札，随意契約のための見積り及び契約の履行に際し，暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず，遅滞なくその旨を発注機関に届け出なかったとき。
(9)契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。
(10)契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
(11)発注者から岡山市指名停止基準別表第７項第１号ア，同項第２号ア，第８項第１号又は第９項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第44条　第42条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，発注者は，前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 45 条　受注者は，発注者がこの契約に違反したときは，相当の期間を定めてその履行の催告をし，その期間内に履行がないときは，この契約を解除することができる。ただし，その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは，この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 46 条　受注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第 20 条の規定により発注者が耐震診断仕様書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2)　第 21 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは 6 月）を超えたとき。ただし，中止が業務の一部のみの場合は，その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても，なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 47 条　第 45 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは，受注者は，前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第 48 条　この契約が解除された場合には，第１条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし，第 37 条に規定する部分引渡しに係る部分については，この限りでない。

２　発注者は，前項の規定にかかわらず，契約が業務完了前に解除された場合において，受注者が既に業務を完了した部分（第 37 条の規定により部分引渡しを受けている場合には，当該部分を除くものとし，以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは，既履行部分を検査の上，当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において，発注者は，当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分委託料は，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第 49 条　この契約が業務完了前に解除された場合において，第 34 条の規定による前払金の支払いがあったときは，受注者は，第 42 条，第 43 条又は次条第 3 項の規定による解除にあっては当該前払金の額（第 37 条の規定により部分引渡しをしているときは，その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ第 1 条第 5 項で定める率で計算した額の利息を付した額を，第 41 条，第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあっては，当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず，契約が業務完了前に解除され，かつ，前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において，第 34 条の規定による前払金の支払いがあったときは，発注者は，当該前払金の額（第 37 条の規定による部分引渡しがあった場合には，その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において，受領済みの前払金になお余剰があるときは，受注者は，第 42 条，第 43 条又は次条第 3 項の規定による解除にあっては，当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に

応じ第1条第5項で定める率で計算した額の利息を付した額を，第41条，第45条又は第46条の規定による解除にあっては，当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
3　受注者は，契約が業務完了前に解除された場合において，貸与品等があるときは，当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において，当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは，代品を納め，若しくは原状に復して返還し，又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
4　前項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限，方法等については，契約の解除が第42条，第43条又は次条第3項によるときは発注者が定め，第41条，第45条又は第46条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし，前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限，方法等については，発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
5　業務完了後にこの契約が解除された場合は，解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。
（発注者の損害賠償請求等）
第50条　発注者は，受注者が次の各号のいずれかに該当するときは，これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
(1)履行期間内に業務を完了することができないとき。
(2)引き渡された成果品に契約不適合があるとき。
(3)第42条又は第43条の規定により，業務完了後にこの契約が解除されたとき。
(4)前3号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2　次の各号のいずれかに該当するときは，前項の損害賠償に代えて，受注者は，業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，発注者が違約金を徴収する必要がないと認めたときは，この限りでない。
(1)第42条又は第43条（第11号を除く。）の規定により業務完了前にこの契約が解除されたとき。
(2)業務完了前に，受注者がその債務の履行を拒否し，又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
3　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は，前項第2号に該当する場合とみなす。
(1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において，破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
(2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において，会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
(3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において，民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
4　第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，第1項及び第2項の規定は適用しない。
5　第1項第1号に該当し，発注者が損害を請求する場合の請求額は，業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき，遅延日数に応じ，第1条第5項で定める率で計算した額とする。
6　発注者は，第2項の規定により徴収した金額が契約解除により発注者に与えた損害を補てんすることができないときは，その不足額に相当する金額を受注者から徴収することができる。
7　第2項の場合（第43条第6号及び第8号の規定により，この契約が解除された場合を除く。）において，第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは，発注者は，当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
（受注者の損害賠償請求等）
第51条　受注者は，発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし，当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは，この限りでない。
(1)第45条又は第46条の規定によりこの契約が解除されたとき。
(2)前号に掲げる場合のほか，債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
2　第32条第2項（第37条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては，受注者は，未受領金額につき，遅延日数に応じ，第1条第5項で定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
（契約不適合責任期間等）
第52条　発注者は，引き渡された成果品に関し，第31条第3項又は第4項（第37条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ，契約不適合を理由とした履行の追完の請求，損害賠償の請求，委託料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
2　前項の請求等は，具体的な契約不適合の内容，請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して，受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り，その旨を受注者に通知した場合において，発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは，契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
4　発注者は，第１項の請求等を行ったときは，当該請求等の根拠となる契約不適合に関し，民法の消滅時効の範囲で，当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
5　前各項の規定は，契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず，契約不適合に関する受注者の責任については，民法の定めるところによる。
6　民法第 637 条第１項の規定は，契約不適合責任期間については適用しない。
7　発注者は，成果品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは，第１項の規定にかかわらず，その旨を直ちに受注者に通知しなければ，当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし，受注者がその契約不適合があることを知っていたときは，この限りでない。
8　引き渡された成果品の契約不適合が耐力度調査等図書の記載内容，発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは，発注者は当該契約不適合を理由として，請求等をすることができない。ただし，受注者がその記載内容，指示又は貸与品等の性状が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは，この限りでない。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第 53 条　受注者は，この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは，発注者に対し，この契約による業務委託料額の 10 分の２に相当する額を発注者が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても，同様とする。

(1)　公正取引委員会が，受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項若しくは第２項（第８条の２第２項及び第 20 条第２項において準用する場合を含む。），第８条の２第１項若しくは第３項，第 17 条の２又は第 20 条第１項の規定による措置を命じ，当該措置命令が確定したとき。

(2)　公正取引委員会が，受注者に違反行為があったとして独占禁止法第７条の２第１項（第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）又は第７条の９第１項の規定による課徴金の納付を命じ，当該課徴金納付命令が確定したとき。

(3)　受注者が，独占禁止法第77条の規定により提起した抗告訴訟において訴えを却下し，又は棄却する判決が確定したとき。

(4)　受注者（受注者が法人の場合にあっては，その代表者又は役員，代理人，使用人その他の従業者）に対し，刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2　前項の規定は，談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において，その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。
3　受注者が第１項の規定に基づく損害賠償金を発注者が指定する期間内に支払わないときは，発注者はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払いをする日までの期間について，その日数に応じ，第１条第５項で定める率で計算した額の遅延利息を受注者から徴収するものとする。
4　第１項の規定に該当する場合においては，発注者は契約を解除することができる。

（保険）

第 54 条　受注者は，耐力度調査等仕様書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは，当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 55 条　受注者がこの契約に基づく賠償金，損害金又は違約金を発注する期間内に支払わないときは，発注者は，その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで第１条第５項で定める率で計算した額の利息を付した額と，発注者の支払うべき業務委託料を相殺し，なお不足があるときは追徴する。
2　前項の追徴をする場合には，発注者は，受注者から遅延日数につき第１条第５項で定める率で計算した額の延滞金を徴収する。

（紛争の解決）

第 56 条　発注者及び受注者は，この契約に関し，双方の間に紛争を生じたときは，第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし，発注者及び受注者の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは，この限りでない。
2　発注者と受注者は，特別に定めたものを除き，紛争の処理に要する費用を各自負担する。

（秘密の保持）

第 57 条　受注者は，この契約履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
2　受注者は，成果物（耐力度調査等業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ，複写させ，又は譲渡してはならない。ただし，発注者の承諾を得たときは，この限りでない。

（補則）

第 58 条　この契約書に定めのない事項については，必要に応じて岡山市契約規則の定めるところにより，

同規則に定めのない事項については，発注者と受注者とが協議して定めるものとする。